

議案第 38 号

狭山市予防接種健康被害調査委員会条例

条例別紙のとおり

平成 25 年 6 月 4 日提出

狭山市長 仲 川 幸 成

提案理由

予防接種による健康被害の適正かつ円滑な処理に資するため、狭山市予防接種健康被害調査委員会を設置したいので、この案を提出するものである。

別紙

狭山市予防接種健康被害調査委員会条例

(設置)

第1条 市が実施する予防接種法（昭和23年法律第68号）に基づく予防接種による健康被害（以下「健康被害」という。）の適正かつ円滑な処理に資するため、狭山市予防接種健康被害調査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、健康被害の発生について医学的見地から調査審議する。

(組織)

第3条 委員会は、委員5人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 狭山市医師会の推薦する医師
- (2) 埼玉県知事の推薦する専門医師
- (3) 保健所の職員

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、前条第2項第2号に掲げる委員にあつては、当該健康被害の調査審議期間とする。

- 2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、市長が別に定める部局において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第14号）の一部を次のように改正する。

別表予防接種事故調査委員会委員の項中「予防接種事故調査委員会委員」を「予防接種健康被害調査委員会委員」に改める。